

計画策定の趣旨

第3次かすがい男女共同参画プランの計画年度が終期を迎えることから、計画策定後の社会情勢の変化等を踏まえ、令和9年度からの新たなプランを策定する。

計画期間

令和9年度(2027年度)から令和13年度(2031年度)まで

計画の性格

- ・男女共同参画基本法第14条第3項及び春日井市男女共同参画推進条例第9条に基づき策定する市の基本計画
- ・女性活躍推進法第6条第2項、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)第2条の3第3項、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第8条第3項に基づく市町村計画
- ・「第六次春日井市総合計画」を上位計画とし、国や愛知県の男女共同参画計画を踏まえた計画

現状と課題(現行計画の評価)

1. ワークライフバランスの理想と現実

男女ともに、希望する職業生活・家庭生活を送ることができる環境づくりが必要

- ・生活の優先度の希望として、「『仕事』と『家庭生活』をともに優先したい」が最も高くなっている一方、現実としては「『仕事』を優先している」が最も高くなっている
- ・男性の約5割、女性の約2割は、生活において仕事を優先している
- ・男女共同参画社会形成のために市が力を入れていくべきことは、「仕事と家庭の両立のための職場における支援を促進する」が最も高くなっている

2. 固定的な役割分担意識

固定的な役割分担意識に反対する割合は過去最高だが、家庭における男女共同参画の理想と現実には差がみられる

- ・「男性は仕事、女性は家庭」という考え方に反対する割合は過去最高
- ・家事等を「男女で協力」を理想とする割合が高いが、現実には女性が大部分を負担している

3. 政策・方針決定過程への女性の参画

女性の参画が進んできたが、十分ではない

- ・審議会等の委員や市の管理職に占めるの女性の割合は上昇してきた
- ・女性の占める割合は審議会等委員は約3割、市の管理職の割合も十分ではない

4. 女性に対する暴力

女性に対する暴力は依然として深刻

- ・約7人に1人がDV被害経験者で、男性より女性が多くなっている
- ・被害者のうち8割近くに子どもがおり、面前でのDVによる心理的虐待の影響が危惧される

5. 性的少数者(LGBT等)への理解

性的少数者(LGBT等)が生活しづらい社会ではないかと感じている

- ・身近な人から性的少数者(LGBT等)であることを打ち明けられたら好意的に受け止める割合は高い
- ・偏見や差別等によって性的少数者にとって生活しづらい社会になっていると多くの人が感じている

6. ジェンダーの視点からの防災の取組

政策・方針決定過程にジェンダーの視点が必要

- ・「避難所運営に、避難者のニーズに配慮すること」が必要だとする割合が約65%で最も高く、次いで「避難所の運営、運営方針の決定などに女性と男性がともに参加すること」が必要だとする割合が約45%であり、防災対策にジェンダーの視点が求められている

7. 多様な選択を可能にする教育の充実

男女ともに個性と能力を活かした教育が必要

- ・男女ともに、大学以上の進学先を希望する中学生・高校生の割合は、一般市民の期待を上回っている
- ・中学生・高校生のリーダーになりたい割合、なりたくない割合には男女差があり、将来に対する認識の違いが生じている